ロ　成田ＶＯＲを中心とする半径88kmの円内の区域のうちN36°35′47″E140°26′06″の地点とN36°32′17″E140°44′39″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの

12　N35°31′12″E140°19′47″の地点とN35°08′50″E139°42′01″の地点を結ぶ直線、N35°08′50″E139°42′01″の地点とN34°55′41″E139°36′23″の地点を結ぶ直線、N34°55′41″E139°36′23″の地点とN34°51′09″E139°34′35″の地点を結ぶ直線、N34°51′09″E139°34′35″の地点とN34°28′23″E139°47′27″の地点を結ぶ直線、N34°28′23″E139°47′27″の地点とN34°41′39″E140°25′55″の地点を結ぶ直線、N34°41′39″E140°25′55″の地点とN34°48′41″E140°31′49″の地点を結ぶ直線、N34°48′41″E140°31′49″の地点とN35°09′27″E140°32′47″の地点を結ぶ直線及びN35°09′27″E140°32′47″の地点とN35°31′12″E140°19′47″の地点を結ぶ直線により囲まれる区域の直上空域で高度5,200m以下のもの

13　次に掲げる区域の直上空域で高度5,500m以下のもの

イ　N35°56′00″E140°31′54″の地点とN35°58′04″E140°23′03″の地点を結ぶ直線、N35°58′04″E140°23′03″の地点とN35°48′31″E140°16′46″の地点を結ぶ直線、N35°48′31″E140°16′46″の地点とN35°36′58″E140°16′20″の地点を結ぶ直線、N35°36′58″E140°16′20″の地点とN35°16′28″E140°28′34″の地点を結ぶ直線、N35°16′28″E140°28′34″の地点とN35°56′00″E140°58′18″の地点を結ぶ直線及びN35°56′00″E140°58′18″の地点とN35°56′00″E140°31′54″の地点を結ぶ直線により囲まれる区域

ロ　成田ＶＯＲを中心とする半径56kmの円内の区域のうちN35°56′00″E140°58′18″の地点とN35°16′28″E140°28′34″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

14　成田ＶＯＲを中心とする半径65kmの円内の区域のうちN35°56′00″E141°04′43″の地点とN35°56′00″E140°58′18″の地点を結ぶ直線の南側にあり、N35°56′00″E140°58′18″の地点とN35°16′28″E140°28′34″の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N35°16′28″E140°28′34″の地点とN35°11′49″E140°31′19″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（成田ＶＯＲを中心とする半径56kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度900m以上5,500m以下のもの

15　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以上5,500m以下のもの

イ　N35°59′33″E141°27′47″の地点とN35°56′00″E141°15′34″の地点を結ぶ直線、N35°56′00″E141°15′34″の地点とN35°56′00″E141°04′43″の地点を結ぶ直線、N35°56′00″E141°04′43″の地点とN35°11′49″E140°31′19″の地点を結ぶ直線、N35°11′49″E140°31′19″の地点とN35°09′27″E140°32′47″の地点を結ぶ直線、N35°09′27″E140°32′47″の地点とN34°48′41″E140°31′49″の地点を結ぶ直線、N34°48′41″E140°31′49″の地点とN34°41′39″E140°25′55″の地点を結ぶ直線、N34°41′39″E140°25′55″の地点とN34°59′30″E141°16′11″の地点を結ぶ直線、N34°59′30″E141°16′11″の地点とN35°09′01″E141°10′35″の地点を結ぶ直線及びN35°09′01″E141°10′35″の地点とN35°59′33″E141°27′47″の地点を結ぶ直線により囲まれる区域（成田ＶＯＲを中心とする半径65kmの円内の区域に係るものを除く。）

ロ　成田ＶＯＲを中心とする半径110kmの円内の区域のうちN35°59′33″E141°27′47″の地点とN35°09′01″E141°10′35″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

ハ　成田ＶＯＲを中心とする半径117kmの円内の区域のうちN34°59′30″E141°16′11″の地点とN34°41′39″E140°25′55″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

表中部進入管制区の項2イ中「大島ＶＯＲＴＡＣ」の次に「（N34°43′E139°25′）」を加える。

**附　則**

この告示は、平成二十二年１月十四日から施行する。

## ○国土交通省告示第千二百二十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十六条の四第二項及び第三項の規定に基づき、自衛隊の設置する飛行場について公共の用に供すべき施設を指定する告示（昭和四十四年運輸省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

五の2中「別図第五」を「別図第六」に改め、五を六とする。

四中「北緯三十五度二十九分三十二秒、東経百三十三度十四分十一秒、標高三・五メートル」を「北緯三十五度二十九分三十六秒、東経百三十三度十四分二十一秒、標高四メートル」に改め、四の1の㈠中「二千百二十メートル」を「二千六百二十メートル」に改め、四の1の㈡中「二千メートル」を「二千五百メートル」に改め、四の1の㈢中「二千五百七十六メートル」を「三千二百四十五メートル」に改め、四の2中「別図第四」を「別図第五」に改め、四を五とする。

三の2中「別図第三」を「別図第四」に改め、三を四とし、二の次に次のように加える。

三　百里飛行場（茨城県小美玉市　標点位置　北緯三十六度十分五十四秒、東経百四十度二十四分五十三秒、標高三十二・六メートル）

1　施設の名称及び設備の概要

㈠　Ａ滑走路の着陸帯

長さ　三千三百メートル

幅　三百メートル

㈡　Ｂ滑走路の着陸帯

長さ　二千八百二十メートル

幅　百五十メートル

㈢　Ａ滑走路

長さ　二千七百メートル

幅　四十五メートル

方位　二十六度―二百六度（磁方位）

舗装の種類　コンクリート舗装

㈣　Ｂ滑走路

長さ　二千七百メートル

幅　四十五メートル

方位　二十六度―二百六度（磁方位）

舗装の種類　アスファルト舗装

㈤　誘導路

延長　七百二十二メートル

幅　二十八・五メートル及び三十四メートル

舗装の種類　アスファルト舗装

2　施設の位置　別図第三に示すとおり

3　施設の供用開始期日　平成二十二年三月十一日

4　施設の使用についての条件　昭和五十年防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払の方法）に定めるところによる。

別図第五を別図第六とし、別図第四を次のように改め、同図を別図第五とする。

別図第三を別図第四とし、別図第二の次に別図第三として次の図を加える。

**附　則**

この告示は、平成二十二年三月十一日から施行する。ただし、四の改正規定（四の2中「別図第四」を「別図第五」に改める部分及び四を五とする部分を除く。）及び別図第四の改正規定（同図を別図第五とする部分を除く。）は、平成二十一年十二月十七日から施行する。